



栃木県公報

平成29年
3月31日(金)
号外
第15号

目次

教育委員会

- 栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正..... 1
- 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正..... 1
- 栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正..... 2
- 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正..... 3
- 栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正..... 3

公安委員会

- 栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部改正..... 4

警察本部

- 警察職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正..... 5

議会

- 栃木県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正..... 7

教育委員会

栃木県教育委員会規則第一号

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

栃木県教育委員会事務局組織規程（昭和二十二年栃木県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表スポーツ振興課の項中「競技スポーツ担当」を「施設整備担当」に改め、同条第二項の表学校教育課の項の次に次のように加える。

スポーツ振興課	競技力向上対策室
---------	----------

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(総務課)

栃木県教育委員会規則第二号

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則（昭和五十五年栃木県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「日光市日向1465」を「日光市日蔭570」に、

那須塩原市立塩原小学校	那須塩原市中塩原364
-------------	-------------

那須塩原市立高林中学校	那須塩原市箭坪353	を
那須塩原市立塩原中学校	那須塩原市中塩原364	

那須塩原市立高林中学校	那須塩原市箭坪353	に
那須塩原市立塩原小中学校	那須塩原市中塩原364	

改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第三号

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、別表第二のとおりとする。

第二十一条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第2（第20条関係）

1 小学校の部（二種免許状の授与）

(1) 幼稚園教諭普通免許状を有する者

科目		在職年数	1
教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	7
		道徳の指導法	1
	生徒指導、教育相談及び進路相談等に関する科目		
最低修得単位数			10

(2) 中学校教諭普通免許状を有する者

科目		在職年数	1
教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	7
		生徒指導、教育相談及び進路相談等に関する科目	2
	最低修得単位数		

2 中学校の部（二種免許状の授与）

(1) 小学校教諭普通免許状を有する者

科目		在職年数	1	2
教科に関する科目			7	5
教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	2	1
	生徒指導、教育相談及び進路相談等に関する科目		2	2
最低修得単位数			11	8

(2) 高等学校教諭普通免許状を有する者

科目		在職年数	1
教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	1
		道徳の指導法	1
	生徒指導、教育相談及び進路相談等に関する科目		1
教科又は教職に関する科目			3
最低修得単位数			6

3 高等学校の部（一種免許状の授与）

中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者

科目		在職年数	1
教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	1
	生徒指導、教育相談及び進路相談等に関する科目		2
教科又は教職に関する科目			6
最低修得単位数			9

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第四号

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成七年栃木県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第一号」に改め、「里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第二項に規定する」を削り、「養子縁組によつて養親となることを希望している者として」を「同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として」に改め、「者に限る。」の下に「若しくは同号に規定する養子縁組里親である者」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(教職員課)

栃木県教育委員会規則第五号

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則

栃木県立学校の授業料等に関する規則（昭和二十八年栃木県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項を次のように改める。

2 授業料等の減免を受けることができる生徒は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

1 次のいずれにも該当する者

イ 性行良好の者

ロ 生活困窮の状態にある者の子、孫及び弟妹

ハ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第四条の認定を受けることができなかつた者

ニ 法第六条第一項の規定により支給される高等学校等就学支援金の額が、納付しなければならない授業料等の額に満たないと認められる者

第十一条中「授業料等の」を「前条第二項第一号に該当する者として授業料等の」に、「高等学校長」を「高等学校の校長」に改める。

第十三条第二項中「より、」の下に「第十条第二項第一号に該当する者に係る」を加える。

第十四条を次のように改める。

（減免の期間）

第十四条 第十条第二項第一号に該当する者に係る授業料等の減免の期間は、当該授業料等の減免の決定の日の属する年度の末日までの期間を超えることができない。

2 第十条第二項第二号に該当する者に係る授業料等の減免の期間は、高等学校等就学支援金の支給が決定された期間を超えることができない。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（学校教育課）

公安委員会

栃木県公安委員会規則第五号

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信勝

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（昭和三十四年栃木県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

警察職員定員表

階級等 本部 警察署	警 察 官						警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計		
警 察 本 部	73	138	515	353	171	1,250	311	1,561
警 察 署	45	111	458	654	911	2,179	153	2,332
合 計	118	249	973	1,007	1,082	3,429	464	3,893

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第二号

警察職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県警察本部長 福 田 正 信

警察職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する訓令

警察職員の特殊勤務手当支給規程（昭和三十五年栃木県警察本部訓令第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号を次のように改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

議 公

栃木県議会告示第一号

栃木県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

栃木県議会議長 小林 幹 夫

栃木県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

栃木県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成七年栃木県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中

株式等の事業・譲渡・雑所得			を
上場株式等の配当所得			
一般株式等の事業・譲渡・雑所得			に改める。
上場株式等の事業・譲渡・雑所得			
上場株式等の利子・配当所得			

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。